

第35回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成27年12月22日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 23名
 - 1番 山口 忠雄 2番 関 憲夫 4番 篠原 覚
 - 5番 柳井 進 6番 渡邊 久芝 7番 渡邊 邦男
 - 8番 積田 雅美 9番 佐久間 政男 10番 多田 總一郎
 - 11番 山下 和彦 12番 宮嶋 十郎 13番 中川 喜一郎
 - 14番 板倉 保 15番 佐久間 正夫 16番 奥野 政義
 - 17番 峯下 健次 19番 佐久間 保夫 20番 地引 正和
 - 21番 御園 豊 22番 葛田 吉弥 24番 渡邊 喜一
 - 25番 笹生 猛 27番 佐久間 清
- 5 欠席委員 3名
 - 3番 高浦 芳一 18番 川名 康夫 26番 藤井 幸光
- 6 出席事務局職員 4名
 - 佐久間事務局長 在原副参事 鈴木主幹 高品副主査

開 会

平成27年12月22日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第35回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名中23名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。3番、高浦芳一委員、18番、川名康夫委員、26番、藤井幸光委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

27番、佐久間清委員、1番、山口忠雄委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案1ページをごらんください。本件は、平成27年11月13日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲り渡し人は、労働力不足のため農業経営を縮小したいとのこと。譲り受け人は、農業経営の拡大をしたいことから取得したいとのこと。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、三ツ作字村榎です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されたあとがありました。

総会資料5ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具については、耕うん機、田植え機、コンバイン、トラクター、農用車、畝刈り機等を所有しているとのこと。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で440日とのこと。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、板倉保委員。

○14番（板倉 保君） 14番、板倉です。

先日、12日午後1時に、申請人の さんと現地で会い申請地確認をしました。申請地は、地図にあるとおり、根形小学校の南東200メートルに位置し、耕うんはされていませんが、今年度も水稻の作付がされた跡があり、良好な状態です。 さんは、昨年この申請地とさほど離れていない隣地区の土地を今回と同じ譲渡人より購入し、この時は代理で、母親の名義ですが、それ以降意欲的に耕作に通っておりますが、今回もこの申請地を耕作されていた方が高齢で耕作できなくなり、また譲渡人も労働力不足で耕作できないので、前回決めていただいた さんにどうだろうかと話があったようです。 さんは、耕作する場合はその地域の慣例を守るとのことです。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） さんは、43歳とまだ若く、非常に農業に対する意欲が高い若者でございます。総じて母親から権利を譲り受け経営を任されるようになり、今後拡大して、袖ヶ浦農業の発展に寄与したいということをお申しましたので適切だと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案 1 ページをごらんください。本件は、平成27年11月18日付で提出がありました。

申請内容につきましては、蔵波在住の方が、同一世帯内、親子間で贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況につきましては、議案資料 5 ページに添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 1 号の 2 について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第 1 号の 2 については許可と決定いたします。

次に、議案第 1 号の 3 について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

その前に訂正がございます。議案資料の 6 ページ、位置図のほう、議案第 1 号のナンバー 4 となっておりますけれども、ナンバー 3 に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案 1 ページをごらんください。本件は、平成27年12月 7 日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は、遠方のため耕作管理できないことから譲りたいとのことです。

譲り受け人は、自作地に隣接しており、耕作上便利であることから取得したいとのことです。

総会資料 6 ページから 7 ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字影山の五です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料 8 ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第 3 条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はあり

ません。

譲り受け人は、畑作を中心に営農しており、田については委託しているとのことです。

農機具については、トラクター、耕うん機、農用車を所有しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で600日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

自作地に隣接しており、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

補足させていただきます。12月17日朝9時に 行政書士事務所の さんから電話連絡がありました。この案件でございますけれども、この さんは、 さんの弟さんの奥さんでございます。かつてその親人が亡くなったときに遺産相続として分与して持っていかれたということだそうでございますが、その弟さんがさきに亡くなりまして、東京のほうなので、この際、実家でありまして さんのほうへ返したいというようなことで、屋敷のすぐ続きでありますので、兄弟で相談した結果、実家へ返すというようなことになったそうでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案1ページをごらんください。本件は、平成27年11月26日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢となり後継者もないことから贈与したいとのこと
です。譲り受け人は、自宅から近く耕作上便利であることから、申し出を受けるとのことです。

総会資料9ページから11ページの位置図をごらんください。場所は、下根岸字川田、現地は田で耕
うんされておりました。下根岸字川崎、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料12ページに申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はあり
ません。

農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われ
ます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で530日とのこと
です。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

取得後は地域の農地の利用調整に協力するとのこと
です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告
を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。

12月20日午後1時半に、譲り受け人の さん立ち会いのもと、現地確認をし説明を受けました。
譲渡人の さんは、現在施設に入っており、娘さんが2人いますが、いずれも嫁に行っている
ので、家屋敷と農地の処分を不動産屋さんに頼んだそうです。家屋敷は売却したものの、農地は買い
手がつかなかったため、この田を耕作している さんに贈与という話が来たそうです。 さんは
そろそろ縮小ということを考えていたそうですが、申し出を受け、もう少し農業を頑張るとい
うこと
でした。

よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第2号についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、自身の所有する農地を賃貸住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。なお、本件については平成27年12月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、奈良輪小学校の南側約250メートル、袖ヶ浦駅海側土地区画整理区域に近接し、農地と住宅の混在することから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料14ページのとおりであり、建物4棟、駐車場から成る計画となっております。

排水関連については、汚水・雑排水は、公共下水道の区域外流入にて処理し、雨水については、敷地内に雨水貯留槽を設け、流出量を抑制の後、既設の市有水路へ放流される計画となっております。

総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第2号については、所有者がみずから賃貸住宅用にして運用しようとするものであり、12月

18日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、申請人及び代理人に出席いただき、午後3時10分から実施いたしました。現地では対象農地の確認をするとともに、関係者から説明をいただきました。現地での主な質問及びその質問に対する説明は、次のとおりです。

まず、排水関係の質問に対して、汚水・雑排水については、東側にある公共下水道に区域外流入により接続して処理し、雨水については、計画地の中央部分に貯留槽を設置し、抑制の上、オーバーフロー分について市の排水路に放流するとのことでした。

次に、造成について、計画区域内を平均10センチ程度、山砂の搬入により整地を行うとのことでした。また、隣接地との境界及び境界杭を確認するとともに、外周にはブロックによる土どめを設置するとのことでした。

審査会には、申請人及び代理人に出席いただき、午後3時40分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、申請人の代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、申請人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。まず、計画区域の工事概要の質問について、外周はブロックを3段積みし、高さ80センチのフェンスを設置する。汚水・雑排水は、公共下水道により処理し、雨水は貯留槽により抑制の上、市の排水路に放流する。出入り口となる道路については、幅員4メートルを確保することから、ふたつきのU字溝を整備するとのことでした。

次に、建築は が行うかの質問に対して、建築から入居者の募集まで が行うとのことでした。また、隣接者への説明について要望などはなかったかの質問に対して、ふたつきのU字溝が整備されるが、清掃の問題からグレーチングを多くしてほしいとのことで、それについて了承したとのことでした。

最後に、共同住宅の需要と供給のバランスとして総体的な入居者の管理状況の説明を受けました。申請人及び代理人が退席後、運営委員会委員による討論を行ったところ、現在の進入路は幅員が狭いので、工事施工時には警備員の配置の徹底が必要であるとの意見がありました。

採決の結果、運営委員全員一致で、議案第2号については許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1及び議案第3号の2については、関連がありますので一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第3号、整理番号の1及び2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、東京都の法人が、市内及び市外在住の所有者から申請地を売買により取得し、建て売り分譲住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年12月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料16ページ、位置図をごらんください。申請地は、奈良輪小学校の東側約150メートル、JR内房線大井戸踏切付近に位置し、市街化区域に隣接しており、住宅と農地の混在することから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料17ページのとおりであり、5区画の建て売り分譲住宅の計画となっております。

排水については、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、市管理の排水路へ放流し、雨水については、浸透貯留槽を設置し、抑制の上、同じく市管理の排水路へ放流する計画となっております。

総会資料18ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議においては、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

現地には12月14日 1時40分から、この さんは の1級建築士だそうでございますけれども、その人の立ち会いのもとで行いました。現地には多少草はありましたけれども、非常に整備されておりました。そして、今事務局から説明がございましたように、線路の脇の道路ということで非常に狭いのですが、有効利用するためにセットバックして6メートルの道路にするということでした。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 以上でございます。

調査に同行した多田總一郎委員から補足説明があればお願いいたします。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

ただいま地引委員説明のとおりでございます。私のほうから特にございません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1及び議案第3号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1及び議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第3号、整理番号3についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件については、申請地の隣接地において廃棄物の中間処理を行っている法人のグループ法人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、駐車場に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年12月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦公園の北西側約700メートルに位

置し、三方が隣接する法人の事業用地に囲まれ、前面は市道を挟み住宅であり、農地との接続のない第2種農地と判断されます。

今回の譲り受け人は、申請地に隣接する法人のグループ法人であります。そのグループ内の事務取り扱いとして、譲り受け人となる法人はグループ内の全ての法人の資産の取得等、管理を行っていることから、譲り受け人が取得し、現在隣接地にて事業を行っている法人に貸し出す形態となります。

また、転用について、隣接する事業者においては、再生砕石等の製造及び販売を行っていますが、需要の増加により事業地が手狭になったことから転用したいとのことです。

土地利用計画については、総会資料20ページのとおりであり、申請地南側にある現在の駐車場を製品のストック場所として使用し、申請地を新たな駐車場に整備しようとするものです。

なお、申請地は、隣接する事業用地と高低差がないため、現状の敷地内に砕石敷きのみ行い利用します。

排水関係については、上水の引き込みを行わないため、汚水・雑排水は発生せず、雨水については浸透により処理する計画となっております。

総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番の佐久間でございます。

12月15日午後1時から、多田委員と代理人の　さんと現地で会い話を聞きました。この場所は、現在はきれいに耕うんされておりました。それで、譲渡人の　さんが高齢のため耕作できないとのことでした。譲り受け人の株式会社　の　さんのほうは、現在駐車場として利用している場所、工場敷地内に三方を囲まれているため、現在の駐車場と隣接していて便利とのことでした。砂利を敷いて雨水は浸透させるので排水の問題は起こらない、上水の利用はないとのことでした。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 以上でございます。

調査に同行した多田總一郎委員から補足の説明があればお願いいたします。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

補足説明させていただきます。ただいま佐久間委員のほうから説明があったのですが、この駐車場、畑なのですけれども、駐車場、普通車12台、それと大型車両9台を見込んでいるそうです。あとは佐久間委員説明のとおりでございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第4号、整理番号1及び2についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が、市内在住の個人から申請地を賃貸借により土採取用地として一時転用している農地について、許可期間の延長更新をしようとする案件です。

なお、本件については、平成27年12月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料22ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校の南側、国道409号線沿い米田橋付近に位置する農地であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

申請内容といたしましては、平成28年1月31日まで受けていた許可について、その期間を平成28年4月30日までの3カ月間延長しようとする案件です。

期間を延長する理由としては、当該農地は土の採取用地の入り口部分になりますが、事業のおくれにより、土の採取事業自体は許可期間である平成28年1月31日までに完了するとのことですが、採取場所への樹木の植林と農地部分の復元が許可期間内に完了しないとのことから、完了予定日を平成28年4月30日までにしようとするものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更

承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については許可相当と決定いたします。

議案第5号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 買受適格証明、耕作目的の件を議題といたしますが、委員本人にかかわる案件でありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 委員退席 〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第5号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第5号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案5ページをごらんください。本件は、平成27年11月26日付で提出がありました。

本件は、千葉県木更津県税事務所が実施する公売に参加するための買受適格証明書の発行に関する案件で、入札日は平成28年1月21日です。

総会資料24ページから25ページの位置図をごらんください。場所は、高谷字勘命です。現地は田で耕うんされておりました。

本件は、農地の取得でありますので、農地法第3条の許可申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願いします。

申請内容につきましては、譲り受け人においては、自宅から近く耕作上便利であることから取得したいとのことです。

総会資料26ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、進入路がなく、従前から山林となっている土地とのことです。

農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で400日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

田については、これまでどおり水稻を作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。

11月29日に 委員さんのほうから、わけありの田んぼがあるので現地を確認してほしいという連絡があり、事務局のほうにはその旨伝えてありますというお電話がございました。自分のほうは29、30とちょっと用事があったもので、12月1日の日ではどうなのでしょうかと行ったところ、結構ですというお返事があったもので、12月1日の朝9時に現地を確認しました。現地のほうはきれいに耕うんされ、その周辺の田んぼを さんのほうで耕作をされておるといふ説明でございました。また、このわけありの田んぼに関しましては、耕作者並びに平川東部土地改良のほうから耕作をお願いしたいという旨のお話があり、3年前からこの田んぼに関しましては さんのほうで耕作をされておるといふ説明でございました。

なお、県のほうからは、このわけありの田んぼについては、公正入札を行いたいので参加をお願いしたいというお話があったそうです。 さんのほうも家から約200メートル前後の田んぼなので、利便性が非常に高いということで入札に参加をさせていただきたいと、その旨を県のほうに伝えたそうです。また、県のほうからは、適格者証明書の準備のほうもあわせてお願いしたいというふうなお話もあったそうです。なお、書類等に関しましては さんのほうで準備をするというお話でございました。

また、場所等については、JR東横田から東に約2キロ、国道410号線の東側の田んぼでございます。

皆さん方のご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明は終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第5号の1については、買受適格者として証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の1については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

〔 番 委員着席〕

議案第6号 平成27年度第8次（その1）農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成27年度第8次（その1）農用地利用集積計画承認の件を議題といたしますが、委員本人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 委員退席〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第6号 平成27年度第8次（その1）農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が9件で273.69アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）8ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は27.51アール、更新でございます。

さんですが、申請面積は38.87アール、更新でございます。

さんですが、申請面積は20.42アール、更新でございます。

さんですが、申請面積は10.21アール、更新でございます。

さんですが、申請面積は30.72アール、新規設定でございます。

さんですが、申請面積は30.69アール、新規設定でございます。

さんですが、申請面積は54.47アール、新規設定です。

さんですが、申請面積は50.00アール、新規設定となります。

さんですが、申請面積は10.80アール、新規設定となっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

〔 番 委員着席 〕

議案第7号 平成27年度第8次（その2）農用地利用集積計画承認の件

議案第8号 平成27年度第1次農用地利用配分計画案に対する意見について

○議長（中川喜一郎君） 本日の議案第7号 平成27年度第8次（その2）農用地利用集積計画承認の件及び議案第8号 平成27年度第1次農用地利用配分計画案については、市としては初めての農地中間管理事業による農用地利用集積でありますことから、担当課である農林振興課より制度の説明があります。

農林振興課、高橋君、よろしくお願いします。

○農林振興課長（高橋広幸君） 農林振興課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま議長のほうからご説明ありましたように、議案第7号並びに第8号につきましては農地中間管理事業を活用した利用集積ということで、本市としましては初めてということで、市長部局の担当所管の農林振興課のほうからご説明をさせていただくということでご了承いただければと思います。

私のほうから、農地中間管理事業の概要ということでご説明させていただきたいと思います。お手元にある資料のほうにカラー刷りのパンフレットがございます。そちらのほうをもとに説明させてい

ただきたいと思います。表紙の1ページ目にあります下段の絵をごらんいただければと思います。そもそも農地中間管理事業は国のほうがつくった事業でございますが、これにつきましては、担い手の農家等に農地の集積、集約化、また耕作放棄地の対処、これを従来よりも加速化させるということでとられた制度でございます。具体的に申しますと、農地の所有者と農業を経営する方の間に、この農地中間管理機構というものが入りまして農地の賃貸借を行いまして、結果として農地の集団化、経営規模の拡大というものを進めていくことになっております。この制度は平成26年度から始まっています。全国各都道府県で各1カ所設けるということで、千葉県では公益社団法人千葉県園芸協会が県の指定を受けまして、千葉県の農地中間管理機構ということになってございます。この千葉県園芸協会が、農地の所有者から借り受けた農地を集約化しまして農家のほうへ貸し出すということの事業を行っているということになってございます。

今回こちらからご提案させていただく内容の箇所の市内2カ所ということでありますが、1つは土地改良事業を実施中の浮戸川上流 期地区、大字でいきますと大曽根、勝地区ということでありまして、もう一カ所は、既に土地改良事業を終了しました宮田土地改良区、上宮田、下宮田ということになります。こちらのほうの集約化を進めており、今回まとまったところでありまして、提案させていただいたということでありまして。

私のほうからは以上でございます。

- 議長（中川喜一郎君） 続きまして、議案第7号 平成27年度第8次（その2）農用地利用集積計画を議題といたしますが、議案第7号 平成27年度第8次（その2）農用地利用集積計画及び議案第8号 平成27年度第1次農用地利用配分計画案については、関連がありますので一括して議題とすることとし、担当課である農林振興課に内容の説明を求めます。

農林振興課、石井君。

- 農林振興課（石井祐樹君） 農林振興課の石井と申します。平素より市農林行政におきまして格別のご協力賜りまして、まことにありがとうございます。

本日も議案第7号 平成27年度第8次（その2）農用地利用集積計画及び議案第8号の平成27年度第1次農用地利用配分計画においては、ことし11月までに受け付けを行いました農地中間管理事業に係る案件となっております。件数といたしましては68件、筆数としましては362筆の農地の利用集積計画に係る利用権設定について、その農地利用集積計画案を提出させていただきました。また、農地利用集積計画につきましては、農地の出し手である地主さんと、その中間的な管理権を取得します千葉県の農地中間管理機構に当たる公益社団法人千葉県園芸協会との利用権設定となります。また、これにつきましては、袖ヶ浦市農業委員会のほうで決定を受けまして、袖ヶ浦市のほうで報告を行うこととなっております。また、農用地利用配分計画においては、農地中間管理機構であります千葉県園芸協会にて農地の利用配分について決定をするということになってございます。また、今回その前段といたしまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づきまして、各市町村に対

し配分計画の原案を提出するとともに、このたび袖ヶ浦市農業委員会総会にて皆様のご意見をいただきたいということになっております。

それでは、改めて議案第7号につきましてご説明させていただきます。皆様お手持ちの議案第7号をごらんください。まず、今回農地中間管理事業を活用する地区が2カ所あります。先ほどうちの課長からもお話があったとおり、宮田土地改良区と浮戸川上流 期地区です。

まず初めに、1ページ目をお開き願います。1ページ目から21ページ目は宮田土地改良区の計画となっております。結論から申し上げますと、農用地の貸し付け者は2名を除き、全て宮田地区の方で、合計29名となっております。借り受け者は、農地中間管理機構の母体である千葉県園芸協会となり、農地の所在地は宮田地区で、田んぼが123筆、面積の総計といたしまして15万4,583平方メートルとなっております。また、利用権の種類といたしましては、賃借権が24件、使用貸借権が6件、両利用権とも契約は10年となっております。

次に、22ページ目をお開き願います。22ページ目から54ページにつきましては、浮戸川上流 期地区の農地利用集積の計画になります。また、こちらにつきましては、農用地の貸し付け者は、3名を除き勝、大曽根地区の方で、合計が39名となります。宮田地区と同様に借り受け者は千葉県園芸協会となっております。農地の所在といたしましては、一部岩井地区がありますが、主に勝、大曽根地区で、田んぼが合計239筆、面積の合計といたしまして19万4,769平方メートルの利用権設定となっております。利用権の種類といたしましては、賃借権が38件、使用貸借権が3件、両利用権とも契約期間は10年となっております。

以上の2地区の合計をいたしますと、田んぼは362筆、面積の合計が34万9,352平方メートルとなり、先ほど冒頭にご説明をさせていただきましたが、この案件の中間管理機構の母体である公益社団法人千葉県園芸協会に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けるという案件です。また、この契約内容は、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、次にご説明させていただきます議案第8号 平成27年度第1次農用地利用配分計画(案)とあわせてご審議のほう、よろしく願いいたします。

引き続き、議案第8号 平成27年度第1次農用地利用配分計画(案)についてご説明させていただきます。

こちらは、袖ヶ浦市長から農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められております。こちら農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、袖ヶ浦市の作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聞くものとなっております。また、これによりまして千葉県園芸協会は中間管理権を取得し、受け手農業者等に配分するものとなっております。

委員の皆様お手持ちの議案第8号 平成27年度第1次農用地利用配分計画(案)の1ページ目をお開き願います。こちらは農用地利用配分計画(案)となっており、配分計画の内容につきましては、

次の2ページ目をお開きください。こちらの内容につきましては、賃借権または使用貸借権による権利の設定関係の各筆の一覧表となっております。こちらは権利を設定する土地の所在地等の情報や設定する権利の内容が記載されております。

次に、少しページをめくりまして25ページ目をお開き願います。こちらは賃借権の設定等を受ける者の農業の経営状況等の明記となっております。

以上が農用地利用配分計画(案)の大まかな内容となっております。また、以下ほかの7名の受け手に対しても、農用地利用配分計画(案)も同様の事業事項の記載がされております。

なお、ただいま説明いたしました農用地配分計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条の2項の定めにより、農用地配分計画において明記することとなっております。

中の詳細、農用地配分計画の詳細につきましては、また別添資料、お手持ちの農用地利用配分計画(案)参考資料を用いて説明のほうさせていただきます。まず、1ページ目をごらんください。今回農地中間管理事業における農地の利用権設定の面積は34万9,352平方メートルとなります。その内訳については、2の地区別受け手別利用権設定面積及び農業経営の状況をごらんください。まず、浮戸川上流 期の受け手については2名おります。農事組合法人 と さん。農事組合法人 が受ける権利の面積といたしまして15万8,966平方メートル、もう一人の受け手、

さんが権利を受ける面積は3万5,803平方メートルとなっております。浮戸川上流 期地区の受け手2人のトータルといたしまして、19万4,769平方メートルが今回利用権設定面積となっております。なお、 さんの農業経営状況は記載のとおりとなっております。

続きまして、宮田土地改良区になります。こちらの権利を受ける受け手の方は6名ほどおります。順に追って説明いたします。1番、 さん、5万5,458平方メートル、2番、 さん、9,265平方メートル、3、 さん、2万4,751平方メートル、4、 さん、2万3,066平方メートル、5、 さん、3万2,727平方メートル、6、 さん、9,316平方メートルとなります。宮田地区6名の受け手の合計ですが、15万4,583平方メートルとなります。なお、受け手の6名の農業経営状況については記載のとおりとなっております。

次に、出し手の状況についてご説明させていただきます。資料の2ページ目をお開き願います。2ページ目につきましては、農地中間管理事業を活用して農地を貸し付けた方の資料の一覧となっております。浮戸川上流 期地区において、出しの総数は39名、筆の総数は239筆となっております。また、宮田地区におきましては、29名の出し手があり、筆の総数は123筆となっております。内訳は記載のとおりとなっております。

最後に、20ページ目をお開き願います。20ページ目、中央右のほうに黄色の印がマークしてあると思うのですが、これが今回皆様に意見聴取する段階の過程となっております。

以上で、長くなりましたが、議案第7号 平成27年度第8次農用地利用集積計画及び議案第8号

平成27年度第1次農用地利用配分計画のご説明は終わりにさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、いい面は幾らあってもいいのだけれども、悪い面を考えたとき、今まで農道整備とか水路の整備とか、いろいろなポンプ設備とか、そういうものは農家全員でみんなやっていたのだけれども、これを数名に今度集約したら、それがうまくいくかどうか。その辺を心配しているのだけれども、その辺のことは何か考えていますか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○農林振興課長（高橋広幸君） 今のお話ですと、農地の集約化ということでございますので、これを例えば集落内で共同でやるものについて一定の方に集めるというものではありませんで、これとは別に多面的機能の交付金という制度もございます。そういったもので集落内の農業施設を維持管理していくというプラン、別にございまして、今回ご提案させていただいております中間管理事業、これをもって農業施設等を修繕していくというようなことでなくて、あくまでも農地を担い手の方に集めるということですので、ご理解いただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 要はもう集めてしまったら、今まで例えばお米なんかだったら、百何世帯で水路清掃はもう3月何日にやるということで一斉にやっていたのだけれども、今度はさっき言ったように何名かがもう田んぼをつくるようになるのだから、ほかのそれ以外の人が出て水路の整備とかポンプの設置とか取り外しとか、もろもろのやつは多分やらなくなると思うのだけれども、その辺がうまくいくかどうか私は心配しているのだけれども、その辺は考えたことありますか。

○議長（中川喜一郎君） 高橋課長。

○農林振興課長（高橋広幸君） ご懸念されていることはよくわかります。営農集落という考えからすれば、一定の人数だけで全てを賄うということは非常に難しいものがあると思います。そうした場合には、その集落と申しますか、地域の中でやはり相談をされて、この部分については集落の皆さんにお願いしようではないかと、それが集落営農ということでございますので、農地を集約してという面は出てきますけれども、一方ではそういう相談と申しますか、話し合いをしていただいて対応いただければというふうに考えます。それのもととなりますのは、この集積を始める前に人・農地プランという計画を作成していただきます。そこには集落内での話を前提としてつくるものになっておりますので、そういったことも含めて、その計画の中で対応いただけるのではないかとというふうに考えています。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

ちょっと確認なのです。先ほど宮田の件で「 」さんという名前をお読みしたようですが、通常地元では「 」さんと言っておるので、どちらが正しいのですか。確認です。

○農林振興課長（高橋広幸君） ご指摘のとおり「 」でございます。失礼いたしました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号及び議案第8号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第7号及び議案第8号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩したいと思います。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 全員おそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第9号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の制定について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第9号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の制定についてを議題といたします。

議案第9号について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第9号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書6ページをごらんください。まず、提案の理由でございますが、さきの12月議会定例会におきまして、袖ヶ浦市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が12月14日付

で可決、成立したことに伴い、農地利用最適化推進委員の選任手続等について、条例を補完する事項を要綱として新たに制定しようとするものでございます。

議案書7ページから12ページをごらんください。第1条は、要綱制定の趣旨でございまして、法令や条例に記載のない事項を定めるものでございます。

第2条は、推薦や公募の方法でございます。

続きまして、第3条は、推薦や公募ができない者を列挙したものでございます。

第4条の第1項では、個人からの推薦、第2項では、自治会等の団体からの推薦で、様式第1号及び2号の指定用紙にて、会長へ提出していただくものでございます。

第5条は、応募の規定でありまして、推薦と同様に様式第3号にて、会長へ提出していただくものであります。

第6条は、推薦や募集の要領の作成時の記載事項でございます。また、同条第2項は、省令の規定による推薦募集要綱に係る周知方法でございまして、広報、ホームページ、掲示板などで行うこととしております。

第7条は、推薦や応募の状況の公表でございまして、こちらも省令の規定によりまして、ホームページを使って募集期間中及び終了後の状況を公表することとしております。

第8条は、推薦や応募者の数が、定数の25名を超えた場合に、候補者評価委員会に意見を求めるものでございます。

第9条は、推進委員の委嘱は、農業委員会の総会で候補者の承認をいただくこととしており、具体的には3月の総会でご提案をする予定となっております。

第10条は、欠員に対する補充の規定でございます。

提案いたしました要綱の内容説明は以上でございまして、この要綱と同じ内容の農業委員の選任要綱のほか、推進委員を含めた推薦及び募集要綱、候補者評価委員会運営要綱につきましては、農業委員に関係することから、市長部局での市長決裁となっておりますので、ご了承願います。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第9号については提案のとおり要綱を制定することと決定いたします。

議案第10号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第10号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議案第10号について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第10号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてご説明いたします。

議案書13ページ、議案参考資料の27ページをごらんください。議案第9号でも触れましたが、推薦や応募のあった両委員の数が、それぞれの定数を超えた場合には選考が必要となってまいります。公正性等の確保のため、省令の規定により、第三者で構成する農業委員等候補者評価委員会にて候補者の評価をすることとしており、同運営要綱第3条第1項の規定による市長からの推薦依頼によって、農業委員から委員として2名を推薦していただくものでございます。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

事務局の説明では農業委員の中から評価委員を2名推薦することとなりますが、人選に当たって、まずは立候補からお聞きしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認めます。

それでは、立候補の方はございませんか。

立候補ないと認めます。

立候補ないようですので、推薦をいただきたいと思いますが、どなたかご意見ある方はお願いいたします。

1番、山口委員。

○会長職務代理者（山口忠雄君） 1番、山口です。

質問いたしますが、ほかの団体からはどんな人が推薦されてくるか、わかりましたら教えていただ

きたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

詳細な話は伺っていないのですが、情報によりますと、それぞれの団体が代表の方等になっているような話をお伺いしております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） どなたか具体的な推薦者のご意見ございますか。

1番、山口委員。

○会長職務代理人（山口忠雄君） 1番、山口です。

まず、組織の代表といたしまして、中川会長にお願いをしたいと思います。また、もう一名の方は、運営委員の中から9番の佐久間政男委員を推薦いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま山口委員から、私と9番の佐久間政男委員の推薦がございましたが、ほかに推薦のご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 推薦の意見がないようですので、1人ずつ採決をいたします。

袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員として、中川喜一郎を推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 多数でございます。

続きまして、9番、佐久間政男委員を推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 佐久間委員は全員でございます。

よって、議案第10号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦について、私、中川喜一郎と9番、佐久間政男委員を推薦することに決定いたします。

議案第11号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第11号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定についてを議題といたします。

議案第11号について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第11号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定についてご説明いたします。議案書14ページと15ページをごらんください。農地利用最適化推進委員の推薦説明に使用してまい

りました区域は、推薦された推進委員が活動しやすい地元であることから、この区域をもって推進委員が担当する区域として設定することについて、農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定により、農業委員会の承認を求めるものでございます。なお、公募による2名の担当する区域については、本人の希望や分割した単位区域の広さ、また農地の多少などを考慮しながら後日決定することといたします。

以上、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○14番（板倉 保君） 14番、板倉です。

推薦委員のこの選出、あくまでもこの区切られた箇所です。1人ずつということですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局長。

○事務局長（佐久間泰利君） この件については、この推進委員が担当する、受け持つ区域というふう
に解釈していただきたいと思っております。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

どうぞ、2番。

○2番（関 憲夫君） 2番、関です。

このブルーで囲ってある中の地区から推進委員を1人ということになっています。この前、百目木から、大竹、下根岸、打越、阿部、堂谷となっていてところで区長さん方に寄っていただいて相談したときに、百目木地区から農業委員出したのですが、推進委員をもう一人ということだったのです、そのときに、でも、それは推進委員に対しては固定化するものではないということ、一応区の役員というか、そのときに話し合っただけで固定化しないということに決めたのですが、これだと固定化しているような気がするのですが、いかがですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局長。

○事務局長（佐久間泰利君） あくまでそれは推進委員の候補者の選考段階でお話出たと思っております。実際に大竹、下根岸、打越、こちらの地区から出られた方が百目木地区を担当するというふうな考え方でいけば、この百目木地区がほかの地区と分離されているというふうな状況がご理解いただけると思っております。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第11号については提案のとおり決定いたします。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

報告第1号についてご報告いたします。

議案16ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年11月1日から平成27年11月30日までで、1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案17ページから19ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年11月1日から平成27年11月30日までで、9件です。

続きまして、報告第3号についてご報告いたします。

議案20ページから21ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年11月1日から平成27年11月30日までで、5件です。

報告は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ありませんね。

事務局から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第35回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時38分 閉会